

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県令和の改新戦略本部東京本部長 矢吹 隆

### 1 調達内容

#### (1) 借入物品の名称

鳥取県東京本部 複合機（カラー、高速機）

なお、括弧内の「カラー、高速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

#### (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

#### (3) 借入期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、令和9年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和11年3月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

#### (4) 納入期限

入札説明書による

#### (5) 納入場所

入札説明書による

#### (6) 入札方法

本件入札は、入札書により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とするため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であること。

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 東京都内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「管内事業所」という。）を有していること。ただし、管内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

#### (5) 本件公告に示した物品（公告日以降に調達したものを含む。）を自社が所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部東京本部

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒176 - 0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階  
鳥取県令和の改新戦略本部東京本部 調整担当  
電話 03-5212-9077  
電子メール tokyo@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日(火)から令和8年3月9日(月)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県令和の改新戦略本部東京本部) (<https://www.pref.tottori.lg.jp/tokyooffice/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日(火)から令和8年3月9日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ

##### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

##### (4) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和8年3月18日(水)午前11時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日(火)午後5時までとする。

##### イ 場所

〒176 - 0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階  
鳥取県令和の改新戦略本部東京本部会議室

#### 5 入札参加者に要求される事項

##### (1) 入札書は、必要事項を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に借入物品の名称、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

##### (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(1)の場所に令和8年3月2日(月)正午までに提出すること。

##### (3) 本件入札に参加を希望する者は、(2)の機種承認を受けた後、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年3月9日(月)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (4) 入札参加者は、(2)及び(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で入札書に記載した金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条

第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

(ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。)

### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「複合機の賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

エ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本県業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。